

議案第79号

下水道施設における事故に係る保険給付に関する和解及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する
ものであります。

下水道施設における事故に係る保険給付に関する和解及び損害賠償の額の決定について

市は、下水道施設の管理の瑕疵により人身に損害を与えた事故に係る保険給付について、次のとおり和解し、当該保険給付に係る損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害賠償の相手方

中野区中野4丁目10番2号

中野セントラルパークサウス7階

全国健康保険協会

東京支部長 元 田 勝 人

2 和解の要旨 別紙和解条項による。

3 損害賠償の額 1,350,248円

和 解 条 項

- 1 市は、相手方に対し、本件保険給付に係る損害賠償として、相手方が保険給付を行った金2,250,414円のうち、過失割合6割に相当する金1,350,248円の支払義務のあることを認め、当該額を相手方の指定する方法により支払う。
- 2 市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。